

令和5年11月2日

質問兼回答書

質問事項	回答
<p>目的外使用料の算出方法について</p> <p>実施要項に“算出方法については、茨木市道路占用料等徴収条例による”とございますが、発電設備（水車発電機ピット、制御盤、引込開閉器盤、既設管からの分岐管）の設置面積分を「道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物」として取り扱おうと理解してよろしいでしょうか？</p> <p>異なる場合、発電設備（水車発電機ピット、制御盤、引込開閉器盤、既設管からの分岐管）をそれぞれ、どのように取り扱おうかご教示いただけますでしょうか？</p>	<p>水車発電機ピット（地上式の場合）、制御盤、電線（架空・埋設）、引込開閉器盤については「道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物」、既設管からの分岐管については「道路法第32条第1項第2号に掲げる工作物」、水車発電機ピット（地下式の場合）については「道路法第32条第1項第5号に掲げる工作物」として算出することを想定しています。</p>
<p>契約書について</p> <p>実施要項に“契約書は、茨木市水道部が作成したものを使用する”とございますが、この記載内容については協議の上、変更・修正いただけますでしょうか？</p>	<p>実施要項 14. (1)に記載のとおり、候補者と協議のうえ、契約の仕様に反映させることとしています。</p>
<p>西穂積配水場の受水流量について</p> <p>要求水準書に“西穂積配水場の受水流量は、十日市浄水場からの送水量により増減する”と記載ございますが、発電量を検討するために以下の運用実績データをいただけないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none">・西穂積配水場の受水流量（＝企業団南春日丘西分岐受水流量）・十日市浄水場から西穂積配水場への送水流量 <p>期間はそれぞれ、令和3年度、4年度の2年分をご提供いただきたく思います。</p>	<p>別添 PDF ファイルのとおりです。</p>

<p>茨木市水道部が実施する工事について</p> <p>要求水準書に“甲が実施する工事等に影響が無いよう甲と協議”とございますが、今後、配水池や配水池付近の送水管の改修をする場合の注意点等ございましたらご教示いただけますでしょうか？過去、もしくは今後計画している改修時の計画図等ございましたらご提供いただけないでしょうか？</p>	<p>西穂積配水場は配水池のある上段とポンプ棟のある下段で高低差があり、配水池側で工事を行う場合仮設スロープを設置することがあります。</p> <p>今回設置予定である発電設備がスロープ下に入ることにより点検等に不都合が発生する場合は、別添の仮設スロープ参考図により発電設備等設置位置の検討が必要となります。</p>
<p>水撃計算について</p> <p>水撃圧の評価を行いたいため、西穂積配水場の上流側施設から西穂積配水場までの間の管路の看守・配管径・配管長をご教示いただけますでしょうか？</p>	<p>万博公園浄水施設（上流側施設）～ 西穂積配水場については、</p> <p>ダクタイル鋳鉄管</p> <p>管口径 1800 mm 配管長 約 1,546.5m</p> <p>管口径 600 mm 配管長 約 105m</p> <p>管口径 400 mm 配管長 約 2m</p> <p>管口径 600 mm 配管長 約 944m</p> <p>管口径 500 mm 配管長 約 3,012m</p> <p>となっております。</p>